



令和2年以降建築士試験新規合格者 FAQ

Q 1 試験の申込時にどの区分で申し込みをしたか覚えていません

A 1 **申込時の区分と同一でなくても構いません**
受験要件と登録要件は別なので、登録の際、申込時の区分と同一でなくても構いません。

Q 2 合格通知ハガキに「あなたは、既に免許を受けるために必要な実務経験年数を有しています。」と記載されていますが、実務経歴書、実務経歴証明書は提出する必要がないのでしょうか

A 2 **ご提出していただく必要があります（登録要件に実務経験が必要な場合）**
過去に受験経験がある方には、合格通知ハガキに上記の文章が記載されておりますが、令和2年以降の受験申込時に実務経歴書、実務経歴証明書を提出されていない場合は、あらためてご提出いただく必要があります。

Q 3 令和元年以前に受験申込をした際、学歴の証明書を提出しているが、再度、証明書を提出する必要はありますか

A 3 **ご提出していただく必要があります**
過去に受験経験がある方で、令和2年以降の受験申込時に学歴の証明書を提出されていない場合は、あらためてご提出いただく必要があります。

Q 4

実務経歴書の記載方法について、件数が多く「建築実務の詳細」欄の(1)～(7)に収まりきれないのですが

A 4

(1)～(6)を記入の上、不足分を(7)の欄にまとめて記入してください

(1)～(7)の実務期間を合計しても申請に必要な実務年数を満たしていない場合、(1)から(6)の欄に通常通り記入し、末尾(7)に「H○年○月からH○年○月までの○年○ヶ月は、○○業務を○件実施した。」とまとめた記入を可としています。
※「期間」と「件数」を明確に記入する必要があります。(○○年「頃」、「約」○件など不明瞭な記載は不可)

Q 5

郵送での申請はできますか

A 5

郵送での申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の予防に最大限に配慮するにあたり、当分の間、窓口受付は極力減らすこととし、郵送による申請受付を行っております。できるだけ郵送でご申請ください。

Q 6

郵送申請より窓口申請のほうが免許証明書は早く交付されますか

A 6

郵送申請、窓口申請のどちらでも免許証明書が交付される時期は変わりません

本会でお預かりした申請書は、申請期間ごとにまとめて登録要件の審査をいたします。審査を経て、免許証が交付されるまでに2か月から3か月ほどお時間を要しますのでご了承ください。
※窓口、郵送いずれの場合も申請書に不備、不足があった場合は最短での交付はできません。
※登録要件の審査の結果、免許交付ができない場合もありますのでご了承ください。